

平成 29 年 4 月 11 日

技術提案時における質問に対する回答書

長崎市新庁舎建設基本設計業務委託に係る技術提案時における質問について、以下のとおり回答します。

1 敷地のボーリングデータ等について

No.	質問	回答
1	敷地内建物もしくは近隣のボーリング調査データがございましたら提供ください。	計画敷地のボーリングデータはありませんが、近接する長崎市民会館の調査データを参考資料として追加します。 なお、計画敷地における土質調査業務については、基本設計業務に合わせ、平成 29 年度中に別途実施する予定にしています。
2	敷地内のボーリングデータがございましたらご提示ください。	No.1 と同様です。
3	計画敷地の地盤データがあればご提示をお願いいたします。	No.1 と同様です。
4	敷地の C A D データがありましたら、ご提供ください。	当該資料については、参加いただいた各設計 J V の代表構成員の担当者様あて、メールにて提供させていただきます。
5	敷地周辺インフラ（電気、ガス、上下水道）の敷設状況をご教示ください。	参考資料を追加します。 計画に当たっては、現場調査及び各インフラ管理者へご確認をお願いします。
6	既存で井戸があるかご教示ください。	計画敷地の中で現在使用されている井戸は、確認しておりません。

2 敷地周辺の道路について

No.	質問	回答
7	敷地に接道している道路幅員についてご教示ください。	道路台帳の写しを参考資料として追加します。
8	市側で取り組んでいる周辺交通渋滞対策(ハード・ソフト両面)がありましたらご教示ください。	現状において新庁舎敷地周辺の交通渋滞対策として実施しているものはありません。
9	計画敷地の周辺道路に拡幅整備を予定されているようですが、具体的にどの道路をどのように拡幅・整備するか、歩道の有無なども含めご教示ください。	現時点での想定は以下のとおりですが、実際の整備内容については、基本設計と並行して、平成 29 年度中に別途実施する周辺道路の交通解析や、警察・交通事業者等との協議を踏まえて決定していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・市道諏訪町桜町 1 号線 片側 1 車線の車道及び両側に歩道を設置し、全幅で 11m 程度を想定 ・市道興善町桜町 1 号線 車道 1 車線及び片側に歩道を設置し、全幅で 6m 程度を想定 ・市道大黒町麴屋町線 バスベいの設置を検討し、歩道の整備を想定 ・市道出来大工町江戸町線 バスベいを設置のうえ歩道の整備を想定 なお、上記道路整備については、計画敷地側に拡幅することを想定しています。
10	「長崎市新庁舎建設基本計画」P40に記載されている市道諏訪町桜町1号線、桜町3号線について、点線で示されている部分は具体的にどのような整備を想定しているのかご教示ください。	国道 34 号から新庁舎へのアクセスを改善するため、車道及び歩道の整備を想定していますが、具体的な整備時期や整備内

		容は決定しておりません。
11	「長崎市新庁舎建設基本計画」P.40 において、「①市道 諏訪町桜町1号線・桜町3号線の道路拡幅」が記載されていますが、拡幅後の道路幅および舗道幅・車道幅の内訳に関する方針が概略決まっていればご提示下さい。	No.9 及びNo.10 と同様です。
12	「長崎市新庁舎建設基本計画」P.5 において、敷地の「面積は、周辺道路拡幅後、6,600㎡程度となる予定」とありますが、拡幅後の敷地境界の考え方の方針が概略決まっていればご提示ください。	敷地境界に関する方針については、基本設計を進める中で決定することとしています。 なお、想定する道路整備についてはNo.9 と同様です。
13	「長崎市新庁舎建設基本計画」P40 に記載されている交通の利便性確保及び周辺道路の整備についての以下詳細をご教示ください。 ・バス停の位置は赤い帯状の範囲内で検討しているという解釈で宜しいでしょうか。 ・各道路の車道、歩道の整備後の内容について、現時点で具体的に決定している内容がありましたらご教示ください。 ・南東側市道の拡幅の詳細（敷地面積が7,260㎡から6,600㎡となる根拠）をご教示ください。	1点目については、検討範囲を限定して示したのではなく、設置を検討する路線上にイメージを示したものです。具体的な設置場所や範囲については、基本設計と並行してバス事業者等との協議を行いながら決定していきます。 2点目、3点目については、No.9 及びNo.10 と同様です。
14	長崎市新庁舎建設基本計画（12頁）5(2)③に、「バス停、電停の改善やタクシーベ이의整備」と記されており、同基本計画（40頁）8(3)に添付されているイメージにおいて、赤く塗られた歩道部分がバス停の整備候補スペースを示していると思われます。 ・新市庁舎建設予定地北西角付近の現バス停は、新市庁舎建設予定地北東側歩道の赤く塗られた（限定された）部分に移設する整備方針であると捉えて宜しいでしょうか？	No.13 の1点目と同様です。

3 旧長崎市公会堂の解体後の敷地の状況について

No.	質問	回答
15	公会堂の地下躯体、基礎（杭がある場合はそれも含む）の形状、位置、深さなどをご教示ください。また、解体工事におけるそれらの撤去範囲をご教示ください。	<p>解体工事に係る図面を参考資料として追加します。</p> <p>なお、旧長崎市公会堂建物については、原則、全てを解体撤去する予定ですが、現在進捗中の解体工事においては、道路に近接する箇所など一部が残存することとなります。</p>
16	現在解体予定の公会堂について、解体後の杭などの残置物はないと考えてよろしいでしょうか。	No.15 と同様です。
17	現在解体撤去工事中的ようですが、敷地周囲の石垣、公衆トイレ、既存樹木、石張り舗装などは全て解体・撤去の対象でしょうか。解体撤去範囲をご教示ください。	<p>解体撤去範囲は、No.15 と同様です。</p> <p>敷地周囲の既存樹木のうち市道出来大工町江戸町線沿いにある高木3本（クスノキ2本及びクロガネモチ1本）については、今後基本設計を進める中で、残存又は撤去について方針決定することとしています。</p> <p>また、石垣、公衆トイレ、上記以外の既存樹木については、撤去することを想定していますが、石垣の撤去に伴い計画敷地の地盤高を変更しないことを前提とします。</p> <p>なお、石張り舗装については、現在行っている埋蔵文化財調査において撤去済です。</p>
18	旧公会堂および公衆便所は、地上部分と地中部分（基礎・杭）の全てが解体撤去され、地中掘削部分は土で埋め戻されると考えてよろしいでしょうか。	<p>旧長崎市公会堂の解体撤去については、No.15 と同様です。</p> <p>なお、解体後の地中掘削部分は盛土などは行わず、窪地の状態</p>

		となり、防草を目的とした碎石敷き込みを表土に施します。 また、公衆便所については、No.17と同様です。
19	解体工事後の敷地内で保存残置予定のもの（樹木・記念碑等）がございましたらご教示ください。	樹木については、No.17と同様です。 なお、記念碑等の残存又は移設（敷地内での移設を含む。）については、今後基本設計を進める中で方針決定することとしています。
20	樹木が残る場合は樹種と樹冠サイズをご教示ください。	樹木の残存又は撤去については、No.17と同様です。

4 その他敷地に関することについて

No.	質問	回答
21	「長崎市新庁舎建設基本計画」P39に記載されている中島川の洪水情報マップについて、浸水のおそれはないとされていますが、その後の治水対策により、現在は浸水の恐れがないという理解でよろしいでしょうか。	建設予定地となっている敷地は、過去の水害時において浸水がなく、更にその後の治水対策で、より安全性が高まっていることを表記しています。 また、長崎県が行った津波による浸水予測においても、浸水の恐れがないこととされています。
22	新市庁舎の広場を、長崎くんちの奉納踊の観覧場として使用する予定はございますでしょうか。新市庁舎の広場の使い方のイメージがあればご教示下さい。	新庁舎の広場の使い方のイメージについては、基本計画のP12に記載しているとおりです。 なお、公会堂前公園については廃止し、その代替機能を現市庁舎跡地に確保する方針にしておりますので、これまで同公園で開催してきた長崎くんちの

		奉納踊と同等程度のものを新庁舎前広場で実施することは、想定しておりません。
--	--	---------------------------------------

5 敷地周辺の施設等について

No.	質問	回答
23	「長崎市新庁舎建設基本計画」P4：建て替え方針の決定（H25.1.25）3.公会堂前公園については現市庁舎跡地での整備を行うとされているが、現時点においても同様の方針と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	長崎市新庁舎建設基本計画（4頁）2《※2》2・3に、公会堂前公園は現市庁舎跡地での確保を行い、公会堂に代わる新たな文化施設は現市庁舎跡地での整備を念頭に考えると記されています。 ・現市庁舎跡地とは現市庁舎本館・議会跡地と捉えて宜しいでしょうか？ ・現市庁舎別館並びに敷地の整備方針がございましたらお聞かせください。 ・隣接する水道局別館並びに県勤労福祉会館等、周辺街区の整備方針がございましたらお聞かせください。	1点目及び2点目において、現市庁舎跡地とは、本館・議会及び別館敷地を指し、当該跡地全体の中で、新たな文化施設の整備及び公会堂前公園の代替機能を確保する方針としています。 3点目のうち、水道局別館については、基本計画のP40の「新庁舎敷地の周辺環境整備（イメージ）」にあるように、市道諏訪町桜町1号線・桜町3号線を拡幅する際の道路用地とする予定です。 また、勤労福祉会館（S47年設置）については、平成27年度に耐震補強工事が完了していますが、県有施設であり整備方針については不明です。
25	隣接警察署、水道局別館、市民会館の将来計画について、現時点で検討している内容があればご教示ください。	長崎警察署については、平成32年度に用途廃止される予定ですが、県有地であり跡地活用は不明です。 水道局別館については、No.24と

		<p>同様です。</p> <p>市民会館（S48年設置）については、平成24年度に耐震補強工事が完了しています。</p>
--	--	--

6 技術提案資料等の作成について

No.	質問	回答
26	技術提案書はA3 3枚以内とありますが、裏面は使用できないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	説明書 7 技術提案書等の提出 (1) ③ 「各様式に、～表題を確実に記載して下さい。」とありますが、表題とは「業務実施方針」および「特定テーマに対する技術提案」を指すのでしょうか、それとも特定テーマ「ア～キ」のことでしょうか。ご教示下さい。	表題は、「業務実施方針」及び「特定テーマに対する技術提案」を指します。
28	説明書 7 技術提案書等の提出 (3) ④特定テーマに対する技術提案 技術提案は、記載の項目「ア～キ」が特定テーマで、テーマ別にそれぞれ提案するということよろしかったでしょうか。	提案方法については、各提案者にお任せします。ご質問のような提案も可能ですし、複数のテーマをまとめて提案することも可能です。

7 公開ヒアリングについて

No.	質問	回答
29	公開ヒアリングに参加する説明者について、管理技術者と併せ、主任技術者のうち2名以上（合計3名以上）とありますが、この要件を満たしていれば主任技術者以外のお席は可能でしょうか。	管理技術者及び主任技術者以外の方のお席は認めませんので、ご了承ください。